

# 改善状況報告書

平成 25 年 2 月 7 日

株式会社大阪証券取引所

取締役社長 藤倉 基晴 殿

株式会社 平 賀  
代表取締役社長 中村 則丈

平成 24 年 8 月 7 日付けで提出いたしました「改善報告書」に関し、JASDAQにおける有価証券上場規程第 37 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を提出いたします。

## 1. 改善報告書の提出経緯

当社は、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 56 回定時株主総会において、1 株当たり 30 円の配当金を行うことを決議し実施いたしました。かかる配当金は、結果として会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超え、平成 23 年 3 月期期末配当金の支払いをしたことが判明いたしました。

また、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、剰余金の処分として 1 株あたり 30 円を平成 24 年 3 月期の期末配当として実施する議案を、同年 6 月 28 日開催の定時株主総会に付議する旨決議されておりました。

その後、当該株主総会開催に向けて招集通知を送付するに先立ち、会社専務取締役平賀治郎が、当該議案の期末配当金額が会社法 461 条 1 項、2 項及びこれにより引用される会社計算規則 156 条ないし 158 条により設定される剰余金の配当の上限を画する「分配可能額」の範囲内にあるかにつき検証を行うよう指示しました。

平成 24 年 5 月 28 日に、これに応じた検証作業によって、当該議案の対象となる平成 24 年 3 月期の期末配当金額が「分配可能額」を超えていることが判明するとともに、過去の期末配当金について検証を実施した結果、前事業年度である平成 23 年 3 月期の期末配当金も「分配可能額」を超えていたことが判明し、同日付けで社内調査委員会を設置いたしました。

また、「平成 23 年 3 月期の配当金について」、「(訂正・数値データ訂正あり)「平成 24 年 3 月期 決算短信 [日本基準] (連結)」の一部訂正について」、「平成 24 年 3 月期の剰余金の配当に関するお知らせ」、「平成 25 年 3 月期の配当予想の修正に関するお知らせ」の開示を実施いたしました。

その後、社内調査委員会における調査を実施いたしました。社内調査委員会の調査を実施したのみでは、期末配当金支払いの実態の解明、発生原因の究明、再発防止策の策定等について十分な成果を得られないと判断し、平成 24 年 5 月 31 日に「外部調査委

員会設置に関するお知らせ」のとおり、外部調査委員会を設置いたしました。

これにより、平成24年6月8日に「外部調査委員会調査報告書の公表について」のとおり、原因究明及び再発防止策について提言いただきました。

本件に対する事後対応といたしまして、平成24年6月8日に「資本準備金および利益準備金の額減少に関するお知らせ」、平成24年6月26日に「分配可能額を超えた平成23年3月期末の配当金に関する再発防止策等について」を開示いたしました。

資本準備金および利益準備金の額減少に関する内容は次のとおりであります。

平成24年6月8日開催の取締役会において、平成24年6月28日開催予定の定時株主総会で、「資本準備金」を「その他資本剰余金」、「利益準備金」を「繰越利益剰余金」にそれぞれ振り替えることを付議することを決議し、平成24年6月28日開催の定時株主総会において、承認可決され、効力発生日である平成24年7月20日をもって確定いたしました。

内容につきましては、以下のとおりであります。

① 資本準備金および利益準備金の額減少の目的

当社は、分配可能額の充実を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部および利益準備金の全額を減少するものであります。

② 資本準備金および利益準備金の額減少の要領

A 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額425,177,556円のうち315,177,556円を減少し、資本準備金を110,000,000円とする。

B 資本準備金の額の減少方法

減少する資本準備金315,177,556円全額を「その他資本剰余金」に振り替える。

C 減少すべき利益準備金の額

利益準備金の額94,313,364円を94,313,364円減少し、0円とする。

D 利益準備金の額の減少方法

減少する利益準備金94,313,364円全額を「繰越利益剰余金」に振り替える。

③ 資本準備金および利益準備金の額減少の予定日

A 取締役会決議日 平成24年6月8日(金曜日)

B 債権者異議申述公告 平成24年6月18日(月曜日)

C 債権者異議申述最終期日 平成24年7月19日(木曜日)

D 株主総会決議日 平成24年6月28日(木曜日)

E 効力発生日 平成24年7月20日(金曜日)

## 2. 原因及び問題点

### (1) 外部調査委員会より指摘された原因

① 「剰余金の処分」の議案の審議において、以前から分配可能額に関する計算書が作成されておらず、取締役会、監査役会それぞれにおいて、分配可能額についてのチェックができていなかった。

② 自己資本比率25.5%、1株当たり純資産額296.37円と財政状態が安定しており、本

件を定時株主総会に付議することを承認した取締役会において、起案取締役も異常に気付かず議案を説明し、その場に参加した取締役及び監査役全員も議案の異常性に気付かなかつた。

- ③ 決算実務担当部署である経理課において、会社法改正（平成18年改正）による正当な配当金の算出方法を正しく理解していなかった。
- ④ 分配可能額の計算に関して、関係部署間での役割分担・責任の所在が明らかにされていなかった。
- ⑤ 外部の専門家に対する無形の依存度が高いことにより、株主総会招集通知（計算書類等）について、会計監査人等外部専門家に対し依存感があり、自らの専門的な知識の向上及び再確認の意識に欠けていた。

(2) 外部調査委員会よりいただいた提言

会社において、剰余金の配当における分配可能額の確認を怠ったことが直接の原因であり、それ自体の再発を防止する方策については、分配可能額の確認を怠らない仕組みを作ることで十分である。しかしながら、本件が法令に違反することを発見する機会（株主総会での審議を除く）が、以下①ないし④のとおり存在し、それらの各過程における間接的な原因として以下AないしEの事情が認められた。

- ① 代表取締役が取締役会に提案する配当議案を作成するまでの過程
- ② 取締役会における配当議案の株主総会への付議の審議過程
- ③ 監査役会において（あるいは、監査役により）定時株主総会に上程される配当議案が法令・定款に違反していないことを確認する過程
- ④ 配当議案を掲載した定時株主総会招集通知の作成過程

間接的な原因として認められた事情は以下であります。

- A 每期分配可能額の検証をすべきという意識の欠如
- B 每期1株当たり30円の配当が当然であるという認識
- C 管理体制の不十分さ
- D 役員の役割分担の不適切さ
- E 外部専門家への依存

これらの事情が存在する以上、同様の事態が発生する危険が潜んでおり、そのような事情の解消が再発の防止には不可欠であると考えられる。

### 3. 改善措置

上記の原因及び問題点の抽出により、「改善報告書」に記載した再発防止策に向けた今後の改善策を講じることといたしました。

(1) 分配可能額を超えた配当を行わないための改善措置

今回の事象につきましては、外部調査委員会の提言として、剰余金の配当における分配可能額の確認を怠ったことが直接の原因であり、分配可能額の確認を怠らない仕組みを作ることとされておりました。

また、会社にある背景には、同様の事態が発生する危険が潜んでおり、そのような事情の解消が再発の防止には不可欠であると考えられております。

よって、上記の原因等を踏まえ、外部調査委員会より再発防止策を提言されたことを、真摯に受け止め、このような事象が二度と発生しない体制を作り、運用することに努めて参ります。

なお、参考資料といたしまして以下の資料を別紙で提出いたします。

別紙①「改善スケジュール表」

別紙②「業務フロー新旧比較表」

別紙③「剰余金の分配可能額計算書」

#### ① 適正な体制の整備

剰余金の配当を行う議案を株主総会に付議するまでのいくつかの過程における責任と権限の所在について別紙②「業務フロー新旧比較表」のとおり業務フローを改めた上で明確化いたしました。

剰余金の分配可能額につきましては、経理課において四半期決算期毎に別紙③「剰余金の分配可能額計算書」を作成し、その内容について管理部長が確認し、担当取締役提出し、取締役会において承認を得る仕組みで運用しております。

#### ② 固定観念の除去

毎期、1株あたり30円の期末配当を実施することが役員、あるいは、会社の責務であるとの固定観念を除去し、本来あるべき剰余金の配当は、法律上の制約を受け、資金の状況、業績等に応じて、取締役会において株主総会への上程を決議すべきものであるとの認識を持ち、役員がそのような現実について正確に認識する必要があることから、取締役会において株主総会に上程する議案の付議に関する参考資料として別紙③「剰余金の分配可能額計算書」を添付することとし、別紙②「業務フロー新旧比較表」の新業務フローに沿って平成25年3月期末より運用いたします。

また、平成25年3月期における四半期決算では、第1四半期、第2四半期及び第3四半期に新業務フローに基づいて「剰余金の分配可能額計算書」を作成し、運用を実践しております。

#### ③ 管理部門の充実

当社管理部門におきましては、相応な法律あるいは会計の専門的知識を必要とする業務が存在し、これらの業務に対応しうる人材の充実を図るため、下記の対応を施しました。

##### A 専門的知識を有する人材の追加採用

平成24年9月27日に公表いたしましたとおり、平成25年4月1日（効力発生日）に子会社（株式会社イマージュ）との合併を予定しております。

これにより、当社管理部門は子会社の管理部門所属の従業員が増加されます。

よって、当初予定していた管理部門の追加採用はせずに、増員された人材を適材適所に配置することで、専門的な知識を有する人材の充実を図ります。

また、当社と子会社において重複している作業を省くことも出来ることから、各人材に係る負担が減り、スキルアップに必要な時間の確保が可能となります。

その他に、経営企画室の責任者として十分な経験を有する人材を追加採用し、管理部門に偏っていた業務を分散させ、状況によっては相互協力し合える関係を築き、再発防止に努めております。

#### B 現状の従業員に対する教育の強化

改善報告書提出後、本法令違反を繰り返さないため、管理部門所属の従業員に対し、本件の説明及び法令遵守の重要性を伝えました。

その後、法令に関わるセミナーへの参加を推奨し、法令に関する知識を向上させ、また子会社同部門との交流によって情報共有の重要性を唱え理解を深めております。

「改善状況報告書」提出までに参加したセミナー等の実績は、次のとおりであります。

経理実務セミナー

管理職育成セミナー

人事・労務セミナー

株式実務セミナー

#### ④ 役員の適正な役割分担

外部調査委員会より、「会社においては、平成21年に発覚した不祥事により、突如、代表取締役が退任するなどしたため、取締役の構成が最適とは言い難い状況にある。上記不祥事に関連する訴訟が次々と提起され、その対応に追われ、期待されている職務に専念することが十分にできていない状況にある。」との提言をいただきました。

以上の実態を踏まえ、役員の構成及び役割の分担について再検討を行いました。

平成24年6月28日開催の第57回定時株主総会において、常勤監査役1名増員の議案を付議、承認可決されました。

これにより、監査役の監査業務が充実しております。

また、役員の職務分担につきましては、再検討の結果、従来とおりとすることとし、その役割については以下のとおり再確認いたしました。

役員において最も重要な事項は、経営における意思決定であります。

役員一人一人がその重責について正しく理解し、常に経験や知識の向上に努め、法令の重要性を理解し、責任ある発言や行動によって職務に取り組まなければならない、正しい判断が求められているという自覚をもって取り組んで参ります。

法令に関わるセミナーへの参加につきましても、自発的に取り組んでおり、参加状況につきましては、以下のとおりであります。

開催日時	テーマ	参加者
2012年6月22日	定時株主総会に向けて～議事進行等の留意事項～	取締役 5名 常勤監査役 2名 監査役 1名
2012年7月11日	「監査役の会計監査と会計監査人の監査－監査役が知るべき会計監査の基本－」	常勤監査役 1名
2012年7月19日	「基礎から学ぶ法令・条文読解講座－監査役実務を始める前に－」	常勤監査役
2012年7月24日	新役員のためのリスクマネジメント	取締役 5名 常勤監査役 2名
2012年7月31日	－適切な経営判断とコンプライアンス経営の実践のために－「取締役・執行役員の義務と責任」	取締役 1名
2012年8月1日	「会社法関係法令の条文構造から学ぶ監査役役割」	常勤監査役 1名
2012年8月6日	「監査役のためのコンプライアンス入門－最近の不祥事の傾向と法令改正の動向を踏まえて－」	常勤監査役 1名
2012年9月13日	「会社法における株式会社の機関「株主総会」「取締役会」」	常勤監査役 1名
2012年9月20日	「企業不祥事における事前・事後対策－監査役留意点」	常勤監査役 1名
2012年9月26日	「会社法における株式会社の監査機関」	常勤監査役 1名
2012年10月10日	経理部門経験のない監査役のための会計基礎連続講座（全4回）第1回簿記・会計基礎編	常勤監査役 1名
2012年10月24日	経理部門経験のない監査役のための会計基礎連続講座（全4回）第2回監査編	常勤監査役 1名
2012年11月6日	経理部門経験のない監査役のための会計基礎連続講座（全4回）第3回会計応用編	常勤監査役 1名
2012年11月19日	「不正会計の事例分析と監査役への対応」	常勤監査役 1名
2012年11月28日	会社法制の見直しに関する要綱について－コーポレートガバナンスを中心として－	常勤監査役 1名
2012年12月4日	経理部門経験のない監査役のための会計基礎連続講座（全4回）第4回税務編	常勤監査役 1名
2012年12月18日	「監査役が知っておきたい金融商品取引法の条文構造とポイント」	常勤監査役 1名
2013年1月23日	一日でマスターする会社法のポイント	取締役 1名

#### ⑤ 外部専門家への依存の解消

基本として責任は会社にあると意識します。

専門家の発言等はアドバイスであると捉え、担当者及び責任者は法令や規則を必ず確認することを義務付け、理解した上で業務を遂行しております。

また、役員においては、経営者の判断であった場合に、外部の専門家であっても会社の決定であれば覆すことが困難であることを認識させております。

経営判断とは、重責であり、その判断の持つ意味を理解した上で決定することを強く意識付けております。

#### (2) 配当予想を正しく開示するための改善措置

当社は、株主への利益還元は重要であると位置づけ、1株当たり30円の配当を維持してまいりました。

平成21年6月に発生いたしました当社元代表取締役の不正取引によって大きく利益を損なうまでは分配可能額を確保しておりました。しかし、この不正取引が原因で、法令に違反した配当を行ってしまいました。

現在は、現状の手続きに加え、四半期毎に分配可能額を算定し、取締役会に提出し、その結果が実現可能な配当であり、かつ法令で定められている範囲であるかを確認しております。

正しい配当予想を開示するため、当第1四半期、第2四半期及び第3四半期においても分配可能額を算定いたしました。

以上によって、決算短信の「配当の状況」の記載や配当予想の修正（配当の有無を含む）を行う際の情報が、より信憑性の高いものとなり、今後も同様の手続きを継続して参ります。

#### 4. 改善措置に対する当社の評価と今後の取り組みについて

以上のように、平成24年8月7日に提出いたしました「改善報告書」に記載した改善策を別紙①「改善スケジュール表」とおり実施し、再発防止に取り組んで参りました。

当社といたしましては、「改善状況報告書」記載のとおり、当初の体制や意識を改善し、役員及び従業員は法令遵守に対する意識が高くなっておりますので、同様の問題が生じることはないと評価しております。

今後も改善した点については怠らず継続的に行い、また今後においても改善が必要であれば柔軟に対応することで、法令を遵守する体制を維持し続け、成長して参ります。

法令違反したことによってご迷惑をお掛けいたしました。二度とこのようなことが発生しないよう責任を持って努める所存であります。

以 上

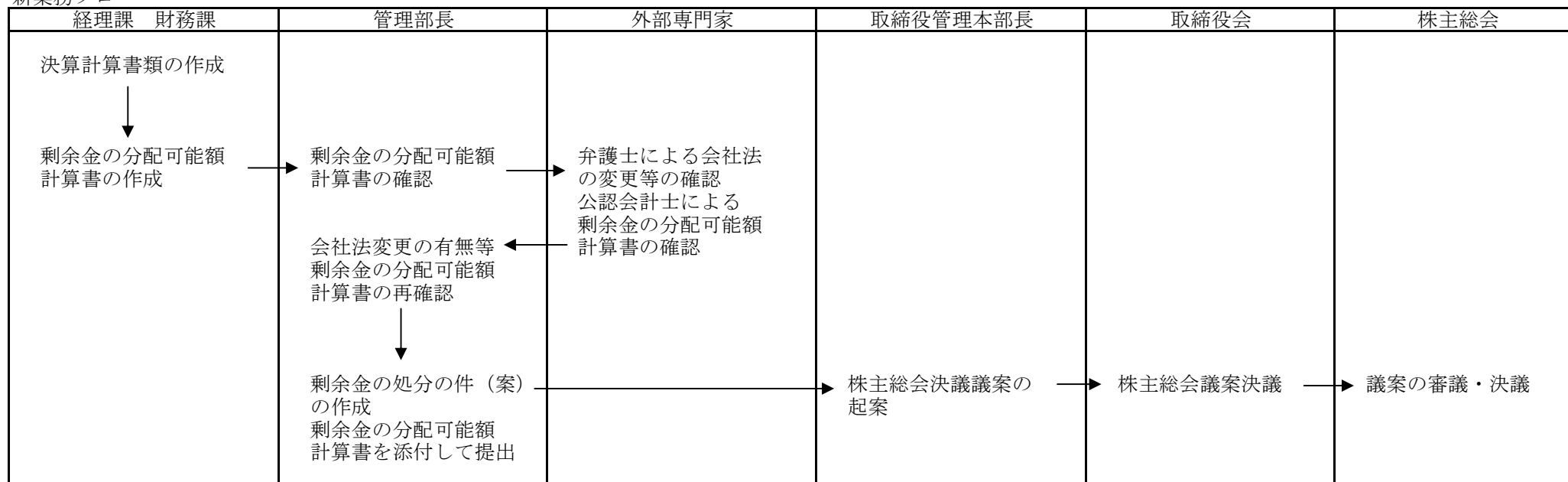
## 別紙①

## 改善スケジュール表

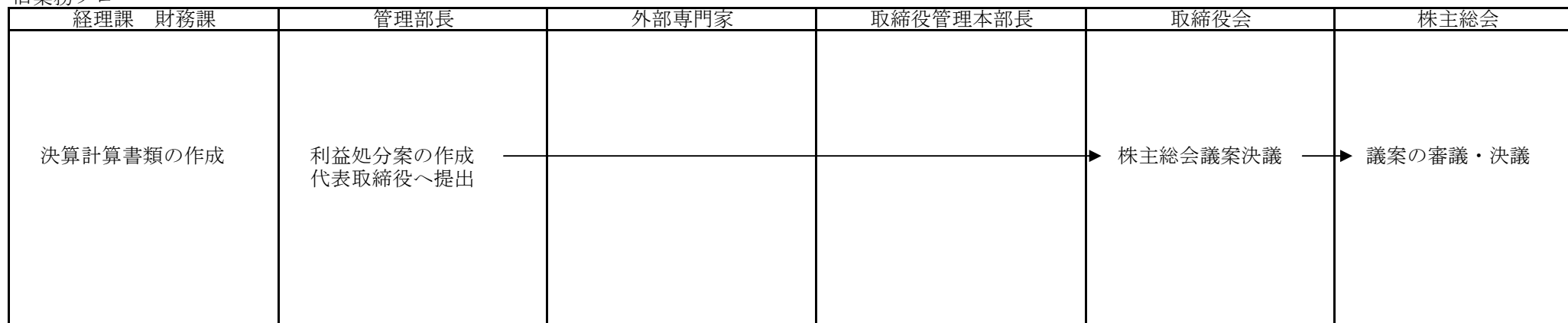
改善措置項目	H24年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H25年1月	2月	3月
①適正な体制の整備	決算期毎（四半期決算を含む）に分配可能額計算書を作成し、取締役会に提出しております。									
・剰余金の分配可能額計算書の作成		作成済	1Q作成済			2Q作成済			3Q作成済	
・業務フロー新旧比較表の作成		作成済								
②固定観念の除去	外部セミナーへの参加や社内研修によって努めております。									
・役員、部長職研修			弁護士による研修延期						2/20 実施予定	継続実施
③管理部門の充実	専門的知識を有する人材を1名採用しました。 また、平成25年4月1日を効力発生日とし、子会社を吸収合併することにより、増員する予定であります。									
・専門的知識を有する人材の追加採用			募 集			1名採用				
・実務担当部署研修		7/13実施	従 来 通 り 継 続 実 施							
・全社的コンプライアンスの向上	従 来 通 り 継 続 実 施									
④役員の適正な役割分担	担当職務を再確認し、会社の意思決定については全役員に責任があることを再認識しております。									
・役員の構成			検 討							
・役割の分担の再検討			実施済							
・役員の体制強化	6/28 常勤監査 役1名増員	7/11,19,24, 7/31 研修 実施	8/1,6 研修実施	9/13, 20, 26 研修実施	10/10, 24, 研修実施	11/6, 19, 28 研修実施	12/4, 18 研修実施	1/23 研修実施	継続実施	
⑤外部専門家のチェック	作成時に確認しました。今後も決算期末毎に確認作業を行ってまいります。									
・顧問弁護士、会計監査人のチェック	実施済		1Qチェック 実施済			2Qチェック 実施済			3Qチェック 実施済	
・役割分担や責任の明確化	実施済									



別紙②  
業務フロー新旧比較表  
新業務フロー



旧業務フロー



## 第〇〇期（平成〇〇年〇月期） 剰余金の分配可能額計算書

平成 年 月 日

(単位：円)

最終事業年度末日				
1	その他資本剰余金			
2	その他利益剰余金			
3	自己株式の帳簿価額			
4	その他有価証券評価差額金			金額が正の場合は0、負の場合はその額
5	土地再評価差額金			金額が正の場合は0、負の場合はその額
	小 計			①
最終事業年度末日後				
(資本金・準備金・その他剰余金の増減調整)				該当事項無し
(自己株式の増減調整)				該当事項無し
(配当に伴う増減調整)				該当事項無し
	小 計			②
分配可能額				①+②

(補足説明) 上記計算書については、公認会計士及び顧問弁護士に書式の内容確認を受けております。

(添付資料)

- この計算書の数字の元となる決算試算表
- この計算書の公認会計士による確認の証憑
- この計算書の顧問弁護士による確認の証憑